

2019年2月22日

クライアント各位

特許業務法人 深見特許事務所
〒530-0005
大阪市北区中之島3-2-4
中之島フェスティバルタワー・ウエスト26階
TEL (06) 4707-2021
FAX (06) 4707-1731
所長 弁理士 木原 美武
商標法律部部長 弁理士 富井 美希

セミナー「英国商標及び欧州連合商標 - BREXIT を控えて - 」のご案内

拝啓 時下益々ご隆盛のことお慶び申し上げます。

平素は皆様方からの格別のご支援とご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当所は英国の Marks & Clerk 事務所の協力を受けて掲題のセミナーを下記の要領で開催致したくご案内申し上げます。

- 日時：2019年3月20日（水）14：30～17：00
- プログラム・講師：
 - 14：30～14：35 ご挨拶 商標法律部部長 弁理士 [富井 美希](#)
 - 14：35～15：05 欧州連合商標制度概要 弁理士 [藤川 順](#)
 - 15：05～15：45 英国商標制度概要 弁理士 [石井 康太郎](#)
 - 15：45～16：45 UK Trade Mark Procedure and Practice
Brexit: Practical Implications for IP rights
Marks & Clerk 事務所 [Mr. Andrew Hawley](#) (※)
(Chartered (UK) and European Trade Mark Attorney)
※逐次通訳あり
- 16：45～17：00 質疑応答
- 会場：特許業務法人 深見特許事務所
大阪市北区中之島3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト26階
- 定員：25名
- 参加費：無料
- 申込み：2019年3月7日（木）まで

ご承知のように、2019年3月29日に英国が欧州連合（EU）から離脱することが予定されています。英国がEUから離脱した後、EUの枠組みの下で運用されている欧州連合商標（EUTM）及び登録共同体意匠（RCD）から英国の効果や権利が失われることとなります。そこで、環境の急激な変化を和らげるための移行期間を設けることが盛り込まれた離脱協定案の合意をめぐって、現在英国とEUとの間で交渉が行われています。しかしながら、報道されておりますように、現時点では両者の間でこの協定案に合意が形成されるかどうか

不透明な状況が続いています。

離脱前に協定案が合意に至らなかった場合（NO DEAL BREXIT）であっても、既に登録又は保護認容されている事件については、同等の権利が自動的に英国に移行されることが予定されています。一方、係属中の EUTM 及び RCD の案件については、離脱前に協定案が合意された場合には移行期間が適用され、英国の権利の効果も含めて 2020 年 12 月 31 日までは維持されますが、合意されないままに離脱となった場合には移行期間はなく、2019 年 3 月 29 日をもって EUTM 及び RCD の出願案件における英国の権利は失われることになります。よって、クライアント様におかれましては、早ければ 2019 年 3 月 30 日以降は、EUTM 及び RCD の出願案件に関し、英国において下記のような個別の対応が必要となることが想定されます。

- ・係属中の EUTM 及び RCD の出願事件について、英国での権利維持を希望する場合には、9 か月以内に英国に再出願する。
- ・新たに英国での商標又は意匠の登録を求める場合には、従来の EUTM 及び RCD の制度は利用できないので、英国に個別に出願する。

従来は、EUTM 又は RCD の制度を利用することで英国を含む欧州連合加盟国の全てに及ぶ権利を得ることができたため、これまで英国に個別に出願し登録を得るという機会はあまり多くなかったように思われます。しかしながら、上述のように、早ければ 2019 年 3 月 30 日以降、英国で権利を維持・取得するためには英国に個別に手続をとらなければならなくなります。

当所としましては、これを機会に英国の専門家を招き、共同にて英国商標及び欧州連合商標の基本的な事項と最近のトピックに関するセミナーを開催致したくご案内申し上げます次第です。

敬具